

箱根山（大涌谷）火山災害対応マニュアル概要

平成 27 年 10 月策定

箱根山（大涌谷）で噴火が発生または発生するおそれがある場合に、噴火警戒レベルに応じて、（１）職員の配備体制、（２）市民等への情報伝達、（３）箱根町の住民や観光客等の受入れに関する避難対策など、小田原市が行う具体的な対応について定め、市民及び箱根町住民、観光客等の安全の確保等を行うことを目的とする。

本市の対応の流れ

- 1 情報の入手
- 2 状況報告、体制についての協議・決定
- 3 市民等への情報提供（市ホームページ、防災行政無線など）
- 4 市職員への情報伝達
- 5 避難受入施設及び帰宅困難者避難場所開設の対応

箱根町民の受入れ	一時的な避難を受け入れるため、尊徳記念館や小田原市民会館等の市公共施設を優先して、「避難受入施設」を開設する。
観光客等の受入れ	小田原駅周辺で帰宅困難者が発生した場合には、城山中学校などの「帰宅困難者避難場所」を可能な範囲で段階的に開設する。

- 6 噴火により負傷者等が発生した場合、箱根町及び箱根町消防本部等と連携し、必要に応じて、傷病者の処置、搬送、救急医療活動を実施
- 7 被害の状況等に応じ、関係課室において適宜対応

噴火警戒レベルに応じた体制、対応

予報警報・レベル	市配備体制	本市が取るべき防災対策	市民への情報提供
噴火警報	レベル 5 (避難)	関係課室 3号体制 ・箱根町住民、観光客等（帰宅困難者）の受入れ ・救助救急、医療救護活動の応援 等	防災行政無線放送 (箱根町の状況について) ※本市が警報の対象地域になった場合は、Jアラートによる自動放送 (避難に関する情報について)
	レベル 4 (避難準備)	関係課室 1号体制 ・箱根町住民、観光客等（帰宅困難者）の受入れ 等	
火口周辺警報	レベル 3 (入山規制)	関係課室 準備体制 ・関係機関等から情報収集等	防災行政無線放送 (箱根町の状況について)
	レベル 2 (火口周辺規制)	防災部 準備体制 ・関係機関等から情報収集	—
噴火予報	レベル 1 (活火山であることに留意)	—	—

噴火発生に応じた体制、対応等（本市への降灰被害等のおそれがある場合）

住民等の行動	市配備体制	本市が取るべき防災対策	市民への情報提供
一次避難 【屋内待避】	災害対策 本部設置	・除灰対策 ・住民避難（避難対象区域設定、避難所開設、避難方法、避難勧告発令等） ・堆積火山灰等による土石流への警戒、監視 等	防災行政無線 (気象庁発表「降灰予報等」に基づく情報等)
二次避難 【避難施設への立ち退き】			
三次避難 【被災地域外へ】			